

令和 5 年度

第 6 回桐生市地域公共交通活性化協議会（法定協議会）

開催結果

日時：令和 6 年 1 月 2 9 日（月）午後 3 時～

場所：桐生商工会議所 ケービックホール I ・ II

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

【協議事項】

（1）桐生市地域公共交通計画(案)について

（2）地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

①地域公共交通計画策定事業

②黒保根町デマンドタクシー

（3）おりひめバス川内線の路線見直しについて

（4）今後のスケジュールについて

《協議結果：全件 出席者の 3 分の 2 以上の賛成により承認》

4 閉 会

**【会議資料】**

**資料 1** : 桐生市地域公共交通計画(案)について

**別紙 1** : 第 5 回桐生市地域公共交通活性化協議会会議録

**別紙 2** : 桐生市地域公共交通計画(案)に対する委員意見と考慮結果

**別紙 3** : 桐生市地域公共交通計画(案)に対する意見報告様式

**資料 2-1** : 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

(計画策定等に係る事業)

**資料 2-2** : 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

(地域内フィーダー系統)

**参考資料 2-1** : 地域公共交通確保維持改善事業フロー図

**参考資料 2-2** : 令和 5 年度生活交通確保維持改善計画

**参考資料 2-3** : 令和 5 年度黒保根町デマンドタクシー運行実績

**参考資料 2-4** : 黒保根町デマンドタクシー案内チラシ

**資料 3-1** : おりひめバス川内線の路線見直しについて

**資料 3-2** : 改正後路線図・時刻表、乗り継ぎ確認表

**参考資料 3-1** : 令和 4 年度おりひめバス路線別輸送実績

**資料 4** : 桐生市地域公共交通計画策定に関するスケジュール

**参考** : 桐生市交通ビジョン【概要版】

●：委員（委員名） ○：事務局 △：コンサル

【協議事項】

(1) 桐生市地域公共交通計画（案）について[資料 1]

・ 資料説明（IDA）

●(佐羽)：計画が実現した暁には、マイカーが無くても移動に困らない仕掛けを市民が参加して作り上げていく内容になっていると思うが、システムが維持できるかという点についてどんな裏付けがあるのか。今から 40 年ほど前に国鉄で「乗って残そう運動」があったが、おりひめバスやその他の交通において、乗車人員が多少増えたところで維持できるかという、補助金が受けられるかどうかの範囲以上のものにはならない。税金、例えば交通税等について研究していくことを含め、市民で作っていく内容が必須ではないのか。そのような取組も入れてみてはどうか。

→○：維持していくための裏付けについては現時点ではできていないが、交通インフラとしての価値をどのように高めていけるのかという点も重要。公的資金については、計画にどのような形で落とし込めるか検討していく。

→●（委員長）：社会構造や人口構造も変化に伴いニーズも変化している。そういったことを含めての分析や公共交通計画の見直しは可能なのか。コンサルとして、何か経験はあるか。

→△：他地区では、「高校生」や「免許返納希望はあるが返納できない高齢者」の大きく 2 つがターゲットとして捉えられているデータがある。2 つのターゲットに対して公共交通を維持する、集中投資する取り組みを実施している自治体がある。

●(品川)：「何人の人がこうしたら、これだけ数値が上がった」ということが分かりやすく「見える化」されると良い。経済的な数値変化など統計的に見るのではなく、市民の主體的な行動により変化したことがわかると、身近に感じる交通計画になると思う。

→○：市民の行動や考え方がどれくらい変わったのか、アンケートで随時確認していきたい。計画書（案）P. 82、83 の評価指標をわかりやすくすることや、高校生へのアンケート実施等を検討していく。

●(木村)：計画について様々な考え方があると思うが、自分はこの会場に車で来ている。また、今日のこの会場の中に公共交通を使ってきた方が何人いるか。意識して公共交通をつかうマインドを地域で高めていくために、例えば、市の職員も週に 1 度は公共交通で通勤してみるといった取り組みを市民とともにやっていく必要がある。そういった取り組みの考え方を計画の中に表現してみてもどうか。

→○：1 人 1 人が意識して公共交通を使うマインドを高めることは大切なことである。市の事例としては環境課の取組として「エコ通勤」を実施している。こういった内容を公共交通の利用と合わせ、市職員のマインドを高めていくような取り組みを実施し

ていきたい。また、職員だけでなく意識が広がっていくよう取り組んでいきたい。

- (佐羽)：公共交通を使っていない人にどう働きかけるかが非常に重要だが、交通のことだけではあまり自分事にはならない。町の姿や経済的なことは、市民の動き方で決まってしまうということを示す必要がある。「関係ない」と思っている人に対する働きかけが重要。また、みどり市との連携も必要である。

→○：使っていない人への働きかけについて、計画（案）P.54 で記載しているように、市民主導の勉強会や出前講座を実施していきたい。また、みどり市との連携については、既に事務局側では協議を進めている。交通ビジョンでも連携を掲げているように、今後も協力していきたい。

- (宮地)：計画書（案）P.48 で示されている「目指す姿」について、行政を中心とした考え方の中でこのようなあり方になるのは理解できる。しかし、市の職員だけでなく全ての民間会社が公共交通を使っていない現状を考えると、公共交通を使わせることに無理があると思う。無理をしてまで公共交通を使うという意識改革が可能であるのか疑問。現実的には税金を投入して公共交通を支えることも必要である。ただ、赤字補填していくことにもいずれ無理が来る。現実社会を見ると自動運転やライドシェアなどの研究が進んでおり、無理をしなくても「マイカーなしで暮らせるエリアの多いまち」が実現可能な時代の流れになってきている。現実的な動きを見据えた上で市民に理解してもらわないと、実際の社会の流れとは違う計画となるのではないか。

→○：自動運転やライドシェアについて、計画書（案）P.73、76 ページで記載しているが、現実的に考えると、地方での導入がこの先何年後になるのかという状況。無理に進めていくというスタンスではなく、ゆっくり着実に、市民との共通認識を構築していきながら、桐生ならではの交通まちづくりを検討していきたい。

- (委員長)：別紙3にて、桐生市公共交通計画（案）に対する意見を募っている。ご意見がある場合には、記入して事務局へ提出して頂きたい。

## (2) 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

### ① 地域公共交通計画策定事業 [資料 2-1]

- ・ 資料説明（事務局）

**※議決：全会一致で承認**

- (委員長)：計画策定に等に係る事業について、配布資料の内容で関東運輸支局に承認申請することについて、出席委員の2/3以上の承認が得られたため可決とする。

② 黒保根デマンドタクシー [資料 2-2～2-4]

・ 資料説明（事務局）

- （石川）：事業評価について、本協議成立後 1 月末までに当局に提出して頂くことになっている。また、R5.10～R6.9 までの R6 年度事業計画については、既に運行がされている状況であるため、利用促進を含め引き続きよろしくお願ひしたい。

※議決：全会一致で承認

- （委員長）：生活交通確保維持改善計画に基づく事業について、配布資料の内容で関東運輸支局に承認申請することについて、出席委員の 2/3 以上の承認が得られたため可決とする。

(3) おりひめバス川内線の路線見直しについて[資料 3-1～3-2、参考資料 3-1]

・ 資料説明（事務局）

- （佐羽）：前回の見直しでも、地域の強い要望を受けて改正したと記憶している。今回見直しのための意見交換会が実施されたということだが、今後も市民主導で自主的に活動して頂けると良い。

→○：主体的に取り組んで頂ける地区に関して、今後も積極的に意見交換の場を設けていきたい。

- （田村）：路線の見直しにあたり 3 回ほど検討会をしてきたが、桐生駅につながる路線を増すことでより住民の利用度が上がるのではないかと考えた。桐生駅がバスの中心であるため、桐生駅で乗り換えて他地区への移動に利用してもらいたい。また、買い物に使える路線への見直しということでドン・キホーテへ歩かなくても行ける路線にすることで、賛同頂いている。川内地区は人口約 8 千人で 45%以上が高齢者。免許返納者が年々増加しており、幹線は利用者が多く満員となっている状況。増便の必要があるということで今回の見直しとなった。また、川内地区は桐生市一番の観光地を有していることから。外部から訪れた人に、桐生駅から動物園まで利用してもらうことで、さらに利用者が見込めるのではないかと考えている。

- （宮地）：路線の見直しについて、銀行の利用者も多いため、本町の群馬銀行を經由するのはどうか。

→○：その他地区や町の中への移動は、基本的に桐生駅で乗り換えをして頂くスタンス。これ以上の拡大は他に影響が出る可能性があるため、今回の見直し方針としている。

※議決：全会一致で承認

- （委員長）：おりひめバス川内線の路線見直しについて、配布資料の内容で関東運輸支局に承認申請することについて、出席委員の 2/3 以上の承認が得られたため可決とする。

（４）今後のスケジュールについて

- ・ 第 7 回活性化協議会について、大幅な変更がない限り書面にて開催予定とする。

その他

- ・ 「桐生市地域公共交通計画」に関する資料について、ご意見がある場合は別紙 3 に記入し、2/15（木）までに、事務局あてにメール・FAX にて送付して頂きたい。